

ご報告



40年ぶりの相続法改正で 相続・遺言が大きく変わる！

ご案内させて頂きました「相続・遺言」のセミナーも
多数の方にご参加をいただき、盛況のうちに終えることが
出来ました。

心より御礼を申し上げます。

今後もお客様に喜んで頂ける内容を盛り込んで、
開催していきたいと思えます。

ぜひご参加ください。



円満相続遺言支援士・税理士・行政書士

講師 小出 絹恵



2018年11月20日 北沢タウンホール

1. 配偶者居住権の創設 2018年7月13日から2年以内に施行。
(対象者は法律婚の配偶者に限定。内縁配偶者と事実婚のパートナーは対象外)
2. 自筆証書遺言、財産目録はパソコンでもOKに！ 2019年1月13日から施行。
3. 遺言書保管制度の創設 2018年7月13日から2年以内に施行。
4. 介護や看病に貢献した親族に金銭請求可能に(特別寄与制度創設)
2018年7月13日から1年以内に施行。

参加者様の声

- 🌼 相続税法改正について、現状と変更後の相違を分かり易く説明して頂きました。例え話がかなり豊富でお話自体が面白かった。
「自筆証書遺言。財産目録はパソコンでも OK に」 これは有難い！
「特例寄与制度創設」 なるほど！
その他沢山参考になりました。
- 🌼 難しい話をわかりやすく説明して頂けて
楽しくお話を聞く事が出来て良かったです。
- 🌼 遺言等に関する事項に大変分かり易い説明で
大いに参考になりました。ありがとうございました。
- 🌼 相続法改正すら知りませんでした。
先生のお話おもしろかったです。ありがとうございました。
- 🌼 具体的で分かり易かった。40年ぶりの改正になるほど、
現行の税法が現状に合わなくなってきたのを痛感。
個人的な問題は別席でご指導お願いしたい。
- 🌼 財産は残ったら上げる...というくらいでいいんですよね。
子供達と普段からよく話し合っ、
何かあったら円満解決したいと思います。
- 🌼 次の機会も又お話を伺いたいと思います。
次回の連絡を楽しみにしています。

